

開発許可基準条例の一部改正

開発指導課 224・5978

市街化調整区域の開発許可などを定めた、「川越市開発許可等の基準に関する条例」の一部を改正し、10月1日から施行します。

これにより、施行日以降は、都市計画法第三十四条第十一号に基づき許可を行っていた建売分譲や長屋住宅などの開発ができなくなります。なお、区域区分日前の宅地(旧既存宅地)の開発は、従前のとおりです。

改正内容について詳しくは、開発指導課(本庁舎五階)にお尋ねください。

また、条例改正に関する説明会を左記のとおり実施します。

日時・会場

日程		会場	
18日(月)	山田公民館	18日(月)	山田公民館
21日(木)	市民会館	21日(木)	市民会館
25日(月)	東部地域ふれあいセンター	25日(月)	東部地域ふれあいセンター
27日(水)	メルト	27日(水)	メルト
28日(木)	ジョイフル	28日(木)	ジョイフル

時間：午後3時～4時

*開催時間の30分前から受け付けをします。

生ごみ処理機の購入費補助

資源循環推進課 239・6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。

先着順で受け付けし、定数になりしだい終了します。購入前に申請が必要ですが。

①コンポスト容器(生ごみ処理容器)

●八十基

補助額：購入金額の二分の一(限度)

額二千七百円)

②EM容器(室内用バケツ型容器) 四十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額一千八百円。容器のみ対象)

③電気式生ごみ処理機 二百基

補助額：購入金額の二分の一(限度額一万八千円。下水管・浄化槽などに接続するディスプレイは、対象ではありません)

対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：一世帯二基

*すでに①②の二基分の補助を受けている方は、種類が異なっても申請できません。また、③と合わせての申請、過去五年間に③の補助を受けた方は申請できません。

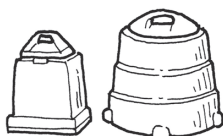
電気式生ごみ処理機：一世帯一基

*①②と合わせての申請、過去五年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

受付期間・申し込み

4月18日(月)～来年2月29日(水)、資源循環推進課(資源化センター二階)

持ち物：印鑑



障害者福祉課のお知らせ

障害者福祉課 224-5785 225-3033

●難病患者の見舞金

下記に該当する方は、障害者福祉課(本庁舎1階)で申請してください。申請月によって支給期日は異なります。

支給額…年36,000円

申請期限…来年3月30日(金)

対象…市内に1年以上居住し、難病に係る生活保護の医療扶助を受けている方、または申請時が有効期限内である次の受給者証などの交付を受けている方

- 特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)
- 指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)
- 川越市小児慢性特定疾患医療受診券

持ち物…各医療受給者証、印鑑、本人名義の預(貯)金通帳

●福祉タクシー利用券

下記に該当し、福祉タクシーを利用したい方は、障害者福祉課(本庁舎1階)に申請してください。すでに登録申請済みの方は、平成23年度分の福祉タクシー利用券を送付しています。

対象…身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている在宅の方

持ち物…障害者手帳、印鑑

平成23・24年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 224-5632

市が発注する建設工事、業務の請負、物品の購入などの入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請する業種により、受付方法などが異なりますので、手引きなどを

ご確認ください。

建設工事、設計・調査・測量、
土木施設維持管理(道路・河川・
苑地・下水道)

前記三業種は「埼玉県電子入札共同システム」加入自治体による共同受け付けを実施します。

受付時間や会場などの詳細な事項

は県作成の「申請の手引」で確認してください。

受付期間：5月9日(月)～20日(金)

受付方法：申請書類および添付書類を県が設ける共同受付窓口へ提出

*市では受け付けません。

物品、維持管理業務、建設資材

申請書類は、4月中旬から契約課

(本庁舎三階)で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

当日関係書類を持参してください。対面審査をして受け付けます。

日時：5月16日(月)～19日(木)、午前9時～11時▼午後1時～4時

場所：3A会議室(本庁舎三階)

協働事業の募集

市民活動支援課 224-5705

協働推進事業制度は、市民活動団体と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。今年度も活動団体からの提案と市からの提案に基づく協働事業を、それぞれ「提案型協働事業」「協働委託事業」とし、事業・実施団体を募集します。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」を募集

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

募集期間…4月11日(月)～5月10日(火)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する「市民活動団体等」。ただし、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない団体等

補助金額…補助対象経費の2分の1(20万円を上限)

応募方法…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布している応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添付して同課

市が提案する「協働委託事業」の実施団体を募集

市と協働で実施する「市民活動団体等」を募集します。今年度は、以下の5つの事業で募集します。

①男女共同参画情報紙「イーブン」の発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行なうため、情報紙を年2回発行する事業です。

②イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

③子育て体験学習

「いのちの大切さ」などを学ぶため、中学校での講演や赤ちゃんとのふれあい体験などを実施する事業です。

④父親育児講座

父親が子育てにかかわるために、必要なことを学ぶための事業です。

⑤かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

募集期間…4月11日(月)～5月10日(火)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する「市民活動団体等」で、次の条件をすべて満たすもの。ただし、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない団体等
▶組織の運営に関する規則などがある▶予算・決算を適正に行っている▶1年以上継続して活動している▶委託事業を的確に遂行できる

応募方法…市民活動支援課で配布している応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添付して同課

*応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

パパ・ママ応援ショップ

子育て支援課 ☎224-5821

優待カードを提示すると登録店舗でさまざまな優待が受けられます。

対象：中学校修了までの子(妊娠中を含む)を持つ家庭。一世帯一枚

配布方法

①中学校修了までの子を持つ家庭

子育て支援課(本庁舎二階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで子の保険証などを確認して配布。

②母子手帳の交付を受ける家庭

市民課(本庁舎一階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・総合保健センターで母子健康手帳と同時に配布。

母子家庭の母の就業を支援

子育て支援課 ☎224-5821

事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

高等技能訓練促進費

看護師(准看護師を除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている経済的に困難な方に支給します。

今後該当が見込まれる方は、ご相談ください。

対象(すべてに該当する方)

①市内在住で母子家庭の母

②現在、修業と就労または子育ての両立が困難

③児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある

支給額

市民税非課税世帯 月額十四万一千円

同課税世帯 月額七万五百円。

*平成19年3月31日以前に資格取得養成機関に入った方は、市民税課税・非課税に係わらず月額十四万一千円。

支給期間

修業する全期間

自立支援教育訓練給付金

経済的自立を目指して、教育訓練給付の対象講座を受講した場合、支払った受講料の一部を支給します。

対象(すべてに該当する方)

①市内在住で母子家庭の母

②児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある

③雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座。

支給額

受講料の二割(上限十万円・下限四千元)。

震災時廃棄物(日本瓦)を受け入れ

環境施設課 ☎239-6901

一般家庭住宅から発生した震災時廃棄物(日本瓦)を、市の処理施設で受け入れます。

受け付け：5月31日(火)まで

対象：破損した日本瓦

受け入れ先：小畔の里クリーンセンター

手続きの流れ

①り災証明書の交付申請

福祉推進課(本庁舎四階)に印鑑(認印)、り災した建築物の写真、見積書の写し(修繕等発生する場合)を持参。

②手数料減免申請

環境施設課(資源化センター二階)に申請者の印鑑(認印)、り災証明書を持参。

③現地確認

申請者の立会いが必要です。

④小畔の里クリーンセンターへ搬入

*スレート瓦、コンクリートブロック、土砂、レンガ、タイルなどは、市の処理施設では受け入れできません。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧を行っています 資産税課管理担当 ☎224-5642

5月31日(火)まで。期間中は、名寄帳兼課税台帳の写しの交付が無料です。

●地デジの対応はお済みですか? 広聴課 ☎224-5011

地デジへの対応が済んでいない場合や、方法が分からない場合は、デジサポ埼玉 ☎048-610-8080にお尋ねください。

●布類拠点回収(前期)を実施します 資源循環推進課 ☎239-6267

5月8日～6月12日、日曜日、午前9時～正午。回収場所など詳しくは「家庭のごみの分け方・出し方」をご確認ください。

浄化槽補助制度を ご利用ください

環境保全課 224-5894

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換と、その維持管理に補助しています。

家庭用合併処理浄化槽の設置

①設置

対象区域：下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施採択区域のいずれにも該当しない区域

- ①(1)建築確認申請を伴わない転換
補助額：五人槽 48万八千円 ▼
六・七人槽 56万四千円 ▼
八～十人槽 71万三千円

- ①(2)建築確認申請を伴う転換

- 補助額：十二万円

- ①(3)下水道事業認可区域内で、下水道整備が七年以上見込まれない区域の転換

- 補助額：十二万円

- ②設置工事に併せて行う単独処理浄化槽撤去

- 補助額：六万円
- ③設置工事に併せて行う配管工事
補助額：十万円(重点転換地区では二十万円)

*②③は、浄化槽整備区域で①(1)のすべておよび①(2)のうち家屋の増築によるものが対象。

*申請(事前)は来年2月15日(水)まで、実績報告は来年3月12日(月)まで。

家庭用合併処理浄化槽の維持管理

適正な維持管理(保守点検、清掃、法定検査)を一年間実施した方。

- 対象区域：下水道処理区域以外の区域
補助額：五人槽 1万2千円 ▼
六・七人槽 1万3千円 ▼
八～十人槽 1万5千円

*申請は、保守点検契約の最終日がある年度で、最終日の翌日から3か月以内または来年3月26日(月)のいずれか早い日まで。

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ISOの認証を返上し 自主的なシステムに変更

環境政策課 224-5866

市は、環境マネジメントシステムにより、市が行う活動が環境に与える影響を軽減したり、汚染や、事故を予防したりする取り組みを行なっています。平成11年には環境に関する国際規格ISO14001の認証を取得し、環境に関する方針や目標を定め、継続して環境保全に取り組んできました。

認証取得後十年がたち、環境に配慮した取り組みが職員の中に定着し、同システムの自立した運用が可能となったことから、平成23年3月31日付けで認証を返上しました。

今後は、自主的なシステムを運用して継続的な改善を図ってまいります。

みんなでエコな街に

環境政策課 224-5866 225-9800

申請用紙は、いずれも環境政策課(本庁舎5階)で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

エコな催しをPRしよう

環境にやさしい取り組みにチャレンジする催しを、「川越市エコチャレンジイベント」として認定します。認定を受けると、「認定マーク」や「啓発パネル」を使用し、環境への取り組みをPRできるほか、市ホームページで認定イベントを紹介します。



認定マーク

対象…市内で開催される誰もが参加

できるイベントで、チェックシートの認定基準を満たすもの

申し込み…申請用紙・チェックシートに必要事項を明記し、イベント実施の1か月前までに〒350-8601川越市役所環境政策課(メール、ファクス可)

太陽熱利用機器導入に補助金

個人の住宅に太陽熱利用機器(太陽熱温水器・ソーラーシステム)を設置する方に、補助金を交付します。

期間…4月11日(月)～来年1月31日(火)(先着順)

補助金額…1件当たり18,000円

申し込み…申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて同課(予算がなくなりしだい終了します)

太陽光発電システム導入に補助金

個人の住宅に太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付します。

受付期間…4月11日(月)～来年1月31日(火)(先着順)

補助金額…1kW当たり25,000円(上限125,000円)

対象…2kW以上のシステム

申し込み…申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課(予算がなくなりしだい終了します)

人事発令(4月1日付け)

職員課 224-5553

市長部局

部長等：企画監 栗原薫 ▼ 政策財政

部長 風間清司 ▼ 文化スポーツ部

付理事(財団法人川越市施設管理

公社派遣) 鈴木信一 ▼ 産業観光

部長 福田司 ▼ 都市計画部長 藤

條聡 ▼ 同部西口整備担当理事兼危

機管理監 高橋幸男 ▼ 会計管理者

岡部宏

副部長等：広報室長 田宮修 ▼ 政策

財政部副部長 行政改革推進課長

事務取扱い 横田隆 ▼ 同部参事

政策企画課長事務取扱い 小高理

典 ▼ 総務部参事 職員課長事務取

扱い 矢部竹雄 ▼ 同部参事 管財

課長事務取扱い 大岡敦 ▼ 同部参

事 工事検査課長事務取扱い 赤

沢賢 ▼ 市民部副部長 新斎場建設

準備室長事務取扱い 渋谷不二雄

▼ 同部参事 市民センター推進室

名細出張所長事務取扱い 吉敷巨

弘 ▼ 福祉部参事 福祉推進課長事

務取扱い 小谷野明 ▼ 同部参事

子育て支援課長事務取扱い 齊藤

洋一 ▼ 同部参事 保育課長事務取

扱い 澤田一成 ▼ 保健医療部保健

所副所長 丸山浩 ▼ 同所参事 林

礼子 ▼ 同所参事 保健総務課長事

務取扱い 綾潤二 ▼ 環境部参事

環境政策課長事務取扱い 奥富政

副市長の退職(3月31日付け)

石川稔

特別職・行政委員の選任

副市長(特別職) 4月1日付け

六戸信敏(53歳) さいたま市大宮区堀の内町二丁目二八、一 埼玉県職員

市長秘書(特別職の秘書) 4月1日付け

植松久生(60歳) 宮下町一丁目一、一六 元川越市職員

固定資産評価審査委員会委員(行政委員) 3月25日付け

山田範男(66歳) 仙波町二丁目四、七 元川越市職員

* 市長秘書：市長の政務の連絡調整、関連行事などへの出席、出張への随行など。

* 固定資産評価審査委員会：固定資産の評価額に対する不服の審査・決定を行う。

職員課 224-5553

幸 ▼ 同部参事 環境施設課長事務

取扱い 田中衛 ▼ 産業観光部参

事 農政課長事務取扱い 後藤泰

治 ▼ 都市計画部副部長 都市計画

課長事務取扱い 野原英一 ▼ 同部

参事 都市景観課長事務取扱い

神田豊 ▼ 同部参事 都市交通政策

課長事務取扱い 根岸督好 ▼ 同部

参事 建築指導課長事務取扱い

久保田忠志 ▼ 同部参事 川越駅西

口まちづくり推進室長事務取扱い

松岡弘樹 ▼ 建設部参事 建築住

宅課長事務取扱い 鷹野敏郎 ▼ 会

計室長 前島三千代

課長等：秘書室調査担当副参事 藤

元雄一郎 ▼ 政策財政部財政課長

永堀孝明 ▼ 同部収納対策室長 野

村孝一 ▼ 総務部情報統計課長 中

沢雅生 ▼ 同部人権推進課長 荒木

幸雄 ▼ 市民部青少年課長 石川昭

広 ▼ 同部市民課長 橋本邦明 ▼ 同

部市民センター推進室長 岡部実

▼ 同部市民センター推進室南古谷

出張所長 御菩薩池和良 ▼ 文化ス

ポーツ部美術館長 柳沢操 ▼ 福祉

部高齢者いきがい課長 岡村靖夫

▼ 同部子育て支援課副参事 森田

好明 ▼ 保健医療部保健所保健予防

課長 吉田満 ▼ 同所成人健診課長

忽滑谷達夫 ▼ 保健医療部診療所

事務局長 筋野博之 ▼ 産業観光部

中心市街地活性化推進室長 有山

誠一 ▼ 同部観光課長 田中三喜雄

▼ 都市計画部公園整備課長 寺尾

和晃 ▼ 同部川越駅西口まちづくり

推進室拠点施設整備担当副参事

前島和行 ▼ 建設部建設管理課長

土井一郎

上下水道局

部長：事業推進部長 飯島茂

副部長等：経営管理部参事 経営総

務課長事務取扱い 猪鼻時男 ▼ 事

業推進部副部長 下水計画課長事

務取扱い 清水輝男

課長：事業推進部水道施設課長 柿

沼一男 ▼ 同部下水工務課長 戸口

敬三 ▼ 同部下水維持課長 山崎俊

明

議会事務局

事務局長：議事事務局 飯島文明

副事務局長：同事務局 副事務局長

議事課長事務取扱い 大河内徹

課長：同事務局庶務課長 佐藤美智

子

教育委員会部局

部長：学校教育部長 猪鼻幸正

副部長等：教育総務部参事 博物館

長事務取扱い 大野政己 ▼ 学校教

育部副部長 教育指導課長事務取

扱い 新保正俊 ▼ 同部参事 学校

管理課長事務取扱い 小俣仁司 ▼

同部参事 学校給食課長事務取扱

市の文化財を新たに3件指定

文化財保護課 ☎224-6097

市教育委員会では、2月21日付けで工芸品1件・彫刻2件を市の文化財に指定しました。

●十文字槍 付 青貝螺鈿柄(工芸品)

小ぶりの十文字槍で、全体の長さは58.8cm、身の部分の長さは18.0cmほど。木の柁目のように整った地肌すくはに「直刃」と呼ばれるまっすぐな刃文はもん(刀などの刃に生ずる模様)が焼かれています。作者は、幕末に活躍した名工・大慶直胤。製作を依頼した安井政章は川越藩の郡奉行として領内の治水事業に尽力、宝蔵院流の槍術師範としても有名です。文化財に指定された付属の青貝螺鈿塗りの柄が手ずれして、安井政章がこの槍を手にして稽古に励んでいたと想像できます。歴史資料としても大変貴重です。



老隨身像

●木造隨身像(彫刻)

仙波東照宮の隨身門に安置されていた、老年と壮年の一対の隨身倚像。現在では損傷を防ぐため、隨身門から拜殿内に移されています。阿形が老年の隨身、吽形が壮年の隨身です。2体は武官の正式装束をまとい、台の上のいすに腰かけた姿。像の高さは、老隨身像が94.8cm、壮年隨身像が83.5cmです。壮年隨身像のいすの天板内側にあつた墨書から、享保19年(1734)、采女ほか2人(所属・姓は不明)によって作られたことが分かります。また、同じ年に川越藩主・秋元喬房が2基の石燈籠を献燈していることから、その時期に隨身門に何らかの手が加えられ、隨身像が造られたと推定されます。姿形が整った江戸時代の典型的な作品であり、保存状況や東照宮の歴史などから考えても、美術工芸品としても価値が高いものです。

また、同じ年に川越藩主・秋元喬房が2基の石燈籠を献燈していることから、その時期に隨身門に何らかの手が加えられ、隨身像が造られたと推定されます。姿形が整った江戸時代の典型的な作品であり、保存状況や東照宮の歴史などから考えても、美術工芸品としても価値が高いものです。

●木造獅子狛犬(彫刻)

仙波東照宮の幣殿に安置された獅子と狛犬。寛永17年(1640)に仙波東照宮が再建された



狛犬(左)と獅子(右)

ときの遺品の1つです。阿形が獅子、頭部に角がある吽形が狛犬です。像の高さは、獅子が55.2cm、狛犬が62.2cmです。作者は京都七条仏所の康音で、作風は王朝時代の和様狛犬の伝統を引き継いでいます。鎌倉時代の精かな獅子狛犬の姿を再現していて、江戸時代の獅子狛犬としては特に優れた作品です。

- い Ⅱ 大野隆 ▼ 同部参事・教育セン
- タ Ⅰ 所長事務取扱い Ⅱ 金子正樹
- 課長等：教育総務部古谷公民館長 Ⅱ
- 牧野邦彦 ▼ 同部高階南公民館長 Ⅱ
- 瀬尾幸久 ▼ 同部大東公民館長 Ⅱ 沢
- 田和雄 ▼ 同部大東南公民館長 Ⅱ 原
- 和敬 ▼ 同部中央図書館長 Ⅱ 早川和
- 宏 ▼ 市立川越高等学校事務長 Ⅱ 西
- 島清
- 監査委員事務局
- 事務局長：監査委員事務局長 Ⅱ 今平
- 正義
- 副事務局長：同事務局副事務局長 Ⅱ
- 細田隆司

- 農業委員会事務局
- 事務局長：農業委員会事務局長 Ⅱ 藤
- 間穂
- 退職者(部長級・3月31日付け)
- 秘書広報監 Ⅱ 植松久生 ▼ 政策財政部
- 次長等：消防局次長 Ⅱ 水村光夫 ▼ 川
- 越北消防署長 Ⅱ 市ノ川信雄 ▼ 川越
- 西消防署長 Ⅱ 勢ノ正夫 ▼ 川島消防
- 署長 Ⅱ 梶野芳男
- 課長等：消防局総務課長 Ⅱ 斉木利之
- ▼ 消防局予防課長 Ⅱ 木村圭夫 ▼ 消

人事発令(4月1日付け)

- 消防局総務課 ☎222-0741
- 防局警防課長 Ⅱ 忍田茂巳 ▼ 消防局
- 救急課長 Ⅱ 岸田隆 ▼ 消防局指揮統
- 制課長 Ⅱ 渋谷徹 ▼ 川越北消防署副
- 署長・同消防署消防課長事務取扱
- い Ⅱ 柴崎正治 ▼ 川越中央消防署副
- 署長・同消防署消防課長事務取扱
- 長 Ⅱ 高橋幸男 ▼ 都市計画部長 Ⅱ 鹿ノ
- 戸健次 ▼ 会計管理者 Ⅱ 久保田喜久夫
- ▼ 事業推進部長 Ⅱ 長峰忠夫 ▼ 議事
- 務局長 Ⅱ 立入信悟 ▼ 学校教育部長 Ⅱ
- 吉野榮
- い Ⅱ 勢ノ健次 ▼ 川越西消防署副署
- 長・同消防署消防課長事務取扱い
- Ⅱ 柳川佳男 ▼ 川島消防署副署長・
- 同消防署消防課長事務取扱い Ⅱ 岩
- 崎國夫 ▼ 川越北消防署警備課長 Ⅱ
- 野本勝 ▼ 川越北消防署南古谷分署
- 長 Ⅱ 根岸正信 ▼ 川越中央消防署警
- 備課長 Ⅱ 近藤武雄 ▼ 川越中央消防
- 署高階分署長 Ⅱ 島田勉 ▼ 川越中央
- 消防署大東分署長 Ⅱ 西村幸真 ▼ 川
- 越西消防署警備課長 Ⅱ 岡部勝 ▼ 川
- 越西消防署名細分署長 Ⅱ 吉田利政
- ▼ 川島消防署警備課長 Ⅱ 島村宏